

E C C 編入学院 受講（予定）者の皆様へ

受講を開始される前に以下の項目を必ずお読みください。

本書面はよく読みましょう。

本書面は法令に基づいて、E C C 編入学院が受講（予定）者の皆さんに提供するサービスの説明と、受講契約時に交付する書面を統合したものです。

○事業所主体に関すること（事業所名、所在地など）

株式会社 E C C（通称：E C C 編入学院）

大阪市北区東天満 1 - 1 0 - 2 0 電話番号 0 6 - 6 3 5 2 - 3 1 4 4

代表者：代表取締役社長 花房 雅博

1. サービスの内容等

- (1) E C C 編入学院は、申込者に対して E C C 編入学院の定める学習指導カリキュラムの中から申込者が選択した申し込み記載内容のサービスを提供します。

サービスの種類 : 学習塾

サービス : 授業・教材の提供と学習指導・進路指導（ガイダンス）

- (2) 申込者は入学金、授業料、諸費、教材費、その他受講申込書に記載された金額を当社の定める方法により E C C 編入学院の指定する期日までにお支払いください。
- (3) 入学金、授業料以外に諸費と教材費他は別途有料となります。
- (4) 授業内容、費用、時間、支払い時期及び方法等は、パンフレット、リーフ等の別紙を参照してください。

2. 学習指導の形態

申込書記載の指導形態については以下の通りとします。

- (1) 通学クラス授業とは、所定の教室で所定の指導時間内に一人の講師が複数の生徒に対して授業形式で指導するものとします。また、授業の形態は学習期間・曜日・時間・カリキュラム・講師等が固定されているものをいいます。
- (2) W E B 授業とは、映像授業をインターネットを通じて配信するものをいいます。
- (3) ガイダンスとは、所定の時間内にそのクラスの担当者（編入アドバイザー）が生徒の必要に応じて個人的に学習指導・進路指導を行うものです。
- (4) 休講・欠席・未受講の取り扱いは、学習期間・曜日・時間・カリキュラム・講師

等が固定されているため、受講（予定）者が自己都合で欠席したとき、該当授業は受講したものとみなします。

自然災害・交通機関の運休、不測の事態によりECC編入学院が休校とする日は原則として補講は行いません。但し、ECC編入学院側の事情等により、休講した場合は、振り替え授業を行います。

3. 契約日と授業・学習指導・進路指導の開始日

(1) 受講予定者が受講申込書に記入・署名して、ECC編入学院が受け付けた日（受講申込書の受付日欄に記載の日付）を契約締結日とします。なお、未成年者の場合、親権者の同意が必要となります。

(2) 本契約において、授業・学習指導・進路指導の開始日とは、受講申込書に記載した日とし、所定の教室において授業・学習指導もしくはWEB授業の配信がなされている限り現実の受講の有無を問わないものとします。

4. 授業・学習指導・進路指導の実施場所

ECC編入学院は、受講申込書記載場所において授業・学習指導・進路指導を行います。但し、やむを得ない事情がある場合には、両者合意のうえ、他の場所に移動することがあります。

5. 契約の解除

(1) 適用対象の講座

ECC編入学院で、受講期間が2ヶ月を超え、同時に契約金額が5万円を超える契約を対象とします。

(2) 契約を締結後、8日以内（締結日を含む）に契約を解除される場合

クーリング・オフを適用します。

- ・受講契約を締結後8日以内（締結日を含む）に、契約者が書面で契約解除を申し出たときは、無条件で契約の解除ができます。解除申し出の書面が、契約を締結した各学校の事務局に提出された日、または、その書面が発送された日を契約解除日とします。
 - ・受講（予定）者が納付した費用（入学金、授業料、諸費、消費税を含む）の全額を速やかに返還します。
 - ・受講に伴い購入した関連商品（教材費等）も同様に返却できます。（教材等を送付する場合は、ECC編入学院がその費用を全額負担します。）
 - ・ECC編入学院は損害賠償や違約金（いわゆる解約手数料）の請求はしません。
 - ・すでに受講した授業等があってもその費用を請求しません。
- *契約者がクーリング・オフに関して不実のことを告げられて誤認し、または威迫され困惑してクーリング・オフをしなかった場合、契約者はECC編入学院が交付する「クーリング・オフができる旨の書類」を契約者が受領した日から8日以内に再度クーリング・オフができます。

(3) 契約締結後、8日経過後に契約を解除される場合（中途解約）

受講（予定）者が所定の手続きによって解除を申し出たときは、その時点から将来に向けての契約の解除ができます。

1) 受講開始前に契約を解除される場合

初期費用として、11,000円を納付していただきます。

既納付金が11,000円を超える場合は、納付金額から初期費用11,000円を差し引いた金額を返還いたします。

2) 受講開始後に契約を解除される場合（受講開始日を含む）

既納付金額から、①初期費用11,000円、②提供された役務の対価に相当する額（受講済み授業料・諸費、以下同じ）、③契約解除に伴う解約手数料（1ヶ月分授業料相当額または20,000円のいずれか低い金額を適用）の合計を差し引いた金額を返還いたします。

既納付金額が、上記①+②+③の総額に満たない場合は、その差額を申し受けます。

※初期費用とは、カウンセリングからシステム登録に至る入学、受講手続きの一連の流れに対する費用です。

※諸費とは、志望理由書作成・面接指導を含む授業以外での編入学試験対策に関わるサポートに対する経費です。

※受講済み授業・経費について

通学クラス授業で欠席した授業、あるいは解約日当日の授業は受講済み授業・経費の回数に含まれます。WEB授業は受講期間設定である週1回受講を開始日から計算した授業数を受講済み授業・諸費の回数とします。実際に視聴した授業数が計算した授業数よりも多い場合は実際の視聴授業数を受講済み授業・諸費の回数とします。受講済み授業料・諸費は「受講済み授業数×（授業料・諸費）単価」にて算出します。授業料・諸費の単価は契約時の授業料・諸費の単価を適用します。

3) 教材等の返却（特約）

以下の基準で教材費の返還をします。

- ・未使用の場合（折り目がついていない場合で、かつ、一切書き込みがない場合）は返品による教材費の全額を返還が可能です。
- ・書き込み（一部書き込みも含む）・汚損があるときは、教材費の返還には応じかねます。

6. 契約解除に伴う納付金精算分の返還方法

クーリング・オフの場合は、既納付金の全額を、また、中途解約の場合は、納付金額から、提供された役務の対価に相当する額と初期費用および解約手数料を差し引いた金額を、受講（予定）者が指定する銀行口座に振り込む方法にて返還します。振り込み費用はECC編入学院が負担します。また、クレジットを利用して納付された場合は、ECC編入学院と教育クレジット会社との契約に基づく所定の方法で、次の①～④のとおり解約精算を行います。

- ①受講開始前かつ受講生（契約者）の教育クレジットの支払いが開始前
→ECC編入学院と受講生（契約者）との精算となります。その際、初期費用11,000円を申し受けます。
- ②受講開始前かつ受講者（契約者）の教育クレジットの支払いが発生している
→教育クレジットと受講生（契約者）との直接精算となります。その際、初期費用11,000円を申し受けます。
- ③受講開始後かつ受講者（契約者）の教育クレジットの支払いが発生している
→教育クレジットと受講生（契約者）との直接精算。その際、初期費用11,000円と所定の計算に基づく解約手数料を申し受けます。

- ④受講コース変更による教育クレジットの解約の場合には、ECC編入学院と受講生（契約者）との精算となります。

(1) 抗弁権の接続

受講（予定）者がECC編入学院との契約を解除したとき、同時に受講（予定）者はクレジット会社との契約も解除となります。

(2) 前受金の保全措置

資産の分別管理等による保全措置は講じておりませんが、決算上未受講相当分の金額分を前受金として処理しています。

7. その他の取り決め事項

- (1) 他の受講生・講師・スタッフへの迷惑になる行為、暴力、営業妨害などの行為、不当な要求、名誉・信用を毀損する行為、セクシャルハラスメント、ECC編入学院の許可のない営業活動、政治活動、宗教活動その他法令もしくは公序良俗に反し、または他人に不利益を与える行為を行った受講者は除籍することがあります。その場合は授業料などの費用は返還しません。
- (2) 受講（予定）者が、施設などへ損害を与えたときは、ECC編入学院が損害賠償を求める場合があります。
- (3) 授業内容や教材の著作権は、ECC編入学院または権利者に帰属しており、受講者自身が学習する目的以外に使用および複製することはできません。
- (4) 本契約の定める事項について疑義が生じた場合、その他契約に関して紛争が生じた場合には、受講（予定）者とECC編入学院の協議の上、解決するものとします。
- (5) 本契約に定めのない事項については、日本の法令によるものとします。強行法規の改正等により本書面の一部が同法規に抵触する場合には、当該部分を同法規の定めに従い変更したものとします。

2022年1月

ECC編入学院